平成２２年（フ）第３３０号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4402番地14
債務者　園田隆一郎
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
沖縄県那覇市字小禄421番地16　コーポ上原３階
債務者　石原　真吾
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０５号
宮城県柴田郡川崎町大字支倉字堀ノ内34番地
債務者　佐藤三貴子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１６９号
福島県郡山市富田町字大十内50番地
債務者　神田　隆子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
福島県郡山市安積町荒井字萬海33番地の１15号
債務者　田中あけみ
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
福島県郡山市希望ヶ丘29番３号　市営住宅２―15―41
債務者　柳沼　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
福島県郡山市堤下町１番29号　レディスフラッツＡ―１号
債務者　本田眞理子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
福島県郡山市横塚２丁目45番地の11
債務者　宗像　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
千葉県館山市上真倉2486番地の４
債務者　高橋ひろ美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第６９号
長野県諏訪郡下諏訪町2129番地49
債務者　加藤　伸一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１８７４号
名古屋市名東区牧の里３丁目701番地　県営高針住宅１棟103号
債務者　佐久間直子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０３５号
名古屋市中川区太平通３丁目32番地　メイツ太平通402号
債務者　金岡薫こと　金　　薫（旧姓梅野）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５７号
神戸市灘区神前町４丁目１番15号グランツ六甲203号
債務者　嶌田政二郎
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５８号
神戸市灘区神前町４丁目１番15号グランツ六甲203号
債務者　嶌田　靜子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０１号
神戸市垂水区塩屋台３丁目５番２号、従前の住所神戸市垂水区福田５丁目５番18号
債務者　森實　弘行
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２７号
神戸市須磨区白川台３丁目64番地の５日正ビル302号
債務者　永井　章子（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３６号
神戸市中央区熊内町９丁目２番43号東峰コーポ23号、従前の住所神戸市北区緑町４丁目７番22―13号
債務者　原先　光理
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部